

第9回大阪社会人カップ【実施要項】

■ 大会目的

全国社会人サッカー選手権関西大会の大阪府代表チーム（2チーム）を決定することを目的とする。
（2019年度、大阪府社会人サッカーリーグ1部に所属チームは、全チーム参加願います。）

■ 参加資格

公益財団法人日本サッカー協会に登録された第1種（準加盟を含む）であって、同様に全国社会人サッカー連盟に登録されたチームであり、次の資格を有するものに限る。

1. 2019年度一般社団法人大阪府サッカー協会大阪府社会人サッカー連盟の登録手続きを完了し、会費等納入済みであること。
2. 参加選手は、他のチームと二重登録されていないこと。
3. 2019年度公益財団法人日本サッカー協会に登録されている選手に限る。
4. 外国籍選手は3名まで出場できる。（準加盟チームを除く）
5. 参加選手に疑義のある場合は、所管である大阪府社会人サッカー連盟がこれを裁定する。
6. 大会日程の最終戦（全国決勝大会を含む）に出場出来るチーム。
7. 選手、役員エントリーは当日のメンバー用紙に記入する事。
選手のエントリーの期日は設けてないので追加登録は可能。しかし2019年度公益財団法人日本サッカー協会に登録されている選手に限る。
所属チームで2019年社会人カップに試合出場をし、その後移籍によって他のチームで同大会には出場はできない。
8. 抽選会を欠席のチームは、本大会に参加することができない場合がある。

■ 参加申込

参加を希望するチームは、別紙参加申込書に必要事項を記入し、**3月6日（水）必着（期限厳守）**で、一般社団法人大阪府サッカー協会へ参加費・申込書を持参、もしくは**現金書留にて申込むこと**。
現金書留封筒には、**チーム名を必ず記載**してください。

〒550-0004大阪府大阪市西区靱本町1丁目7番25号 イトーダイ靱本町6階
一般社団法人大阪府サッカー協会 大阪府社会人サッカー連盟 宛

■ 参加費

30,000円

■ 大会日程

4月～6月開催予定。

■ 抽選会日

日時：2019年3月13日（水）19：00受付開始 19：30抽選会開始

会場：大阪府サッカー協会 会議室
大阪市西区靱本町1-7-25-6F

■ 競技方法

1. 予選トーナメント
試合時間は、70分（インターバルは10分間）とし、
試合終了時同点の場合は、ペナルティーキック方式にて勝利チームを決定する。
2. 決勝リーグ戦
1部予選トーナメントより上位2チーム、2部・3部予選トーナメントより2チームが出場する。
試合時間は、80分（インターバル10分間）とし、
試合終了時同点の場合は、ペナルティーキック方式にて勝利チームを決定する。
勝点は、勝3、PK勝2、PK負1、負0、棄権勝3、スコアは3：0、
棄権負-3、スコアは0：3とし、順位を決定する。
勝点で順位が決しないときは、得失点差、さらに決しないときは、得点の多い順、
さらに決しないときは、対戦相手の勝チームが上位とする。

■ 競技規則

1. 2018-2019年度公益財団法人日本サッカー協会制定の競技規則により実施する。
2. 試合開始30分前までに選手18名、役員6名をメンバー表に記載し提出する。交代できる選手の数は最大5名とする。メンバー表に記載した選手は、2019年度公益財団法人日本サッカー協会発行の登録証を印刷したものか、電子選手証を大会役員に提示しなければ試合に出場できない。メンバー表に記載した選手、役員のみベンチ入りできる。
3. 試合開始時会場に到着していないチームは、如何なる理由があろうと不戦敗扱いとする。その後の措置については本大会規律・フェアプレー委員会が裁定する。
4. 試合開始時間までに、8名が揃わなければ棄権とする。
5. 試合球は検定球として、各チーム持参すること。

■ 罰則

1. 試合中、主審により退場を命じられた選手は、最低1試合、公式戦試合出場停止とする。以後の措置については本大会規律・フェアプレー委員会が裁定する。
2. 本大会において、警告の累積が2回に達した場合、本大会の次の1試合を出場停止とする。
3. 予選トーナメントの累積警告は、決勝リーグ戦に持ち越さない。
4. 本大会の警告の累積及び、警告の累積による出場停止処分は、他大会には影響しない。

■ ユニフォーム

1. 公益財団法人日本サッカー協会のユニフォーム規定を適用する。
2. ユニフォームは必ず2着用意すること。
3. メンバー表提出時に正副2着（GKも含む）のユニフォームを提示する。
事前の両チームの協議で着用するユニフォームが決まらない場合、
審判又は大会役員が着用するユニフォームを決定する。
黒色または紺色等のユニフォームは認めない。
※公益財団法人日本サッカー協会ユニフォーム規定
第4条（ユニフォームの色彩）
 1. ユニフォームのうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
4. 半袖のシャツの下にアンダーシャツを着る場合は、
ユニフォームの袖の主となる色と同色であること。（同系統色は認めない）
5. パンツの下にアンダーパンツ、タイツを着用する場合も、パンツと同色であること。
（同系統色は認めない）
6. ストッキングにテープまたは同様な材質のものを外部に着用する場合、着用する部分の
ストッキングの色と同じものでなければならない。（同系統色は認めない）
7. 公益財団法人日本サッカー協会に申請し、認定されている広告入りユニフォームの着用は可能。
認定されていない広告入りユニフォームを着用するときは、広告にマスキングが必要。
8. 選手番号に関して、事前に申請し承認を得た場合のみ、100以上の番号の使用が認められる。